

○松本市低入札価格調査制度実施要綱

平成18年3月31日

告示第145号

最終改正 令和6年8月28日告示第514号

改正箇所：朱書き下線部

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事及び委託業務の請負契約の入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第1項（政令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格入札者」という。）を調査（以下「低入札価格調査」という。）の上落札者にしない場合等の取扱いについて、松本市財務規則（平成3年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(調査対象入札)

第2条 低入札価格調査の対象は、次の契約に係る入札（以下「調査対象入札」という。）とする。

- (1) 建設工事のうち契約管財課長等（規則第107条に規定する者をいう。以下同じ。）が必要と認めるもの
- (2) 建設コンサルタント等（測量、建築関係の建設コンサルタント、土木関係の建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントをいう。以下同じ。）に係る委託業務のうち、契約管財課長等が必要と認めるもの
- (3) 前号に規定する委託業務以外の委託業務に係るもの。ただし、前年度の入札実績等を勘案し、当該業務が履行されない等のおそれがないと認められる場合は、対象としないことができる。

(調査基準価格)

第3条 契約管財課長等は、調査対象入札について、低入札価格調査を行う基準価格（以下「基準価格」という。）を定めなければならない。

2 基準価格は次のとおりとする。

- (1) 建設工事 松本市最低制限価格制度実施要綱（平成20年告示第340号。以下「最低制限価格要綱」という。）第3条第1項の規定を準用して算出した額とする。
 - (2) 委託業務 建設コンサルタント等に係る委託業務にあつては、最低制限価格要綱第4条第1項の規定を準用して算出した額とし、その他の委託業務にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、基準価格を予定価格の10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる。
- 4 第2項第2号の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、基準価格を、測量及び地質調査に係る委託業務以外の委託業務の場合は予定価格の10分の6を乗じて得た額から10分の8.1を乗じ

て得た額まで、測量に係る委託業務の場合は10分の6を乗じて得た額から10分の8.2を乗じて得た額まで、地質調査に係る委託業務の場合は3分の2を乗じて得た額から10分の8.5を乗じて得た額までの範囲内で適宜に設けることができる。

5 基準価格は、規則第109条に定める予定価格調書に併記するものとする。

(入札者への周知)

第4条 この要綱の円滑な運用を図るため、契約管財課長は、調査対象入札について、規則第106条の規定による入札の公告及び規則第117条第2項の規定による指名競争入札通知書に、調査対象入札であることを記載するとともに、入札執行に当たり次に掲げる事項について説明を行うものとする。

(1) 政令第167条の10第1項の規定の適用があること。

(2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札の終了方法及び結果の通知方法

(3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 基準価格を下回った入札を行った者は、この要綱による事情聴取等に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は、入札者に対して保留と宣言し、政令第167条の10第1項の規定により、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(低入札価格調査の実施)

第6条 前条に規定する場合において、契約管財課長は、最低価格入札者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるか否かを確認するため、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等（規則第2条第1項第1号の規定による者をいう。以下同じ。）とともに、別表第1に掲げる事項について、当該入札者からの事情聴取及び関係機関への照会等による調査（以下「調査」という。）を行うものとする。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第7条 契約管財課長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、直ちに当該最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第8条 契約管財課長は、調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等が指定する契約審査委員3人に提出し、その意見を求めなければならない。

(契約審査委員の審査及び意見の表示)

第9条 契約審査委員は、契約管財課長から意見を求められたときは、審査を行い、書面によって意見を表示するものとする。この場合の意見は、多数決によるものでなく、個別の意見を表示するものとする。

（落札者の決定等）

第10条 契約管財課長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が調査の結果（適合した履行がされないおそれがあると認められる結果）と同一であった場合は、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。

2 契約管財課長は、契約審査委員の表示した意見のうち、2人以上の意見が調査の結果と異なった場合においても、なお、最低価格入札者を契約の相手方とすることが適当ではないと認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

3 契約管財課は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者に対しては落札者とし、旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

4 第1項の場合において、次順位者が基準価格を下回る価格で入札を行った者であった場合は、第6条から前条までの規定及び前3項の規定を準用し、落札者を決定するものとする。

（市長への報告）

第11条 契約管財課長は、次順位者を落札者としたときは、遅滞なく当該競争入札に関する調書に調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに契約審査委員の意見を記載した書面を添付し、市長へ報告するものとする。

（監督体制の強化等）

第12条 第6条から第10条までの規定により基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者と決定された場合においては、別表第2に掲げる措置をとるものとする。

（特記仕様書への明示等）

第13条 調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等は、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。この場合において、当該特記仕様書への掲載は、契約内容の一部となり、したがって、受注者が別表第2に定める関係書類を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号）別表第1第4項又は松本市製造の請負、物件の供給等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成29年訓令甲第10号）別表第1第5項に該当することがあることに留意するものとする。

（1）受注者は、基準価格を下回る価格で落札した場合は、調査対象入札に係る事務を所掌する部課長等の請求に応じて、別表第2に定める関係書類を提出しなければならないこと。

（2）前号に定める書類の提出に際して、その内容の聴取を請求されたときは、これに応じなければならないこと。

(入札見積経過書への特記)

第14条 契約管財課長は、第6条から第10条までの規定により、基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者と決定された場合で、当該入札結果等を松本市入札結果等公表要綱（平成11年告示第95号。以下「公表要綱」という。）の規定により公表しようとするときは、公表要綱第3条第1項に規定する入札見積経過書に低入札価格調査制度対象入札と記載するものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の、松本市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札から適用し、同日前に行った入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成19年5月31日告示第289号）

この告示は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成20年5月30日告示第342号）

この告示は、平成20年6月1日から施行し、同日以後に公告又は通知する入札から適用する。

附 則（平成21年3月31日告示第167号）

この告示は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成21年8月31日告示第478号）

この告示は、平成21年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成22年11月22日告示第674号）

この告示は、平成22年11月22日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年3月31日告示第145号）

この告示は、平成23年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成23年5月25日告示第314号）

この告示は、平成23年5月25日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成25年6月14日告示第295号）

この告示は、平成25年6月17日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成25年12月4日告示第508号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）第2条第1項第8号に規定する資産の譲渡等をいう。）が行われるものに係る入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（平成27年3月31日告示第142号）

（施行期日）

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札から適用し、同日前に行った入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第96号）

（施行期日）

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の松本市低入札価格調査制度実施要綱の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札から適用し、同日前に行った入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札については、なお従前の例による。

附 則（令和元年8月28日告示第99号）

この告示は、令和元年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

附 則（令和6年8月28日告示第514号）

この告示は、令和6年9月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告又は通知に係るものから適用する。

別表第1（第6条関係）

調査項目	建設工事	委託業務	
		建設コンサルタントに係る委託業務	その他の委託業務
その価格により入札した理由	○	○	○
入札価格の内訳書	○	○	○
手持工事（業務）、他の請負契	○	○	○

約の状況			
対象工事（業務）場所と事業所等の地理的条件	○	△	△
手持資材の状況	○	—	—
資材購入先及び購入先との関係	○	—	—
手持機械の状況	○	—	○
労働者の具体的供給見通し	○	○ （業務実施体制及び配置技術者）	○ （履行体制）
過去の受注状況	○	○	○
経営内容	○	○	○
過去に施工した公共工事の成績状況	○	—	—
他機関への照会（経営状況、信用状況等）	△	△	△
その他調査に必要な事項	○	○	○

（注） △は、必要に応じて調査

別表第2（第12、第13条関係）

区分	監督体制の強化等にかかる措置
建設工事	1 施工体制台帳及び下請人通知書の提出並びにその内容のヒアリング 当該対象工事を所掌する部課長等は、受注者に対して、施工体制台帳及び下請人通知書の提出を求め、必要に応じて受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。 2 施工計画書の内容のヒアリング 当該対象工事を所掌する部課長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、受注者からその内容についてヒアリングを行うものとする。 3 重点的な監督業務の実施 監督職員は、規則第130条の履行の監督について、入念に行うものとし、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認をあわせて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取するものとする。

	4 施工現場の調査 当該対象工事を所掌する部課長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から、必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て施工現場の調査を行うものとする。
委託業務	1 業務体制を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング 当該対象業務を所掌する部課長等は、受注者から業務体制を確認できる書類の提出を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて主任技術者等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。 2 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング 当該対象業務を所掌する部課長等は、受注者から仕様書に基づく業務計画を確認できる書類を求めるものとする。その提出に際しては、必要に応じて主任技術者等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。 3 重点的な監督業務の実施 業務主任又は業務の監督を行う職員は、仕様書に基づく検査等を実施するに当たっては、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務体制を確認できる書類及び業務工程表の記載内容にそった業務が実施されているかの確認をあわせて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を主任技術者等から詳細に聴取するものとする。